

ガス導管・水道管等の支障物件移転補償要領

(総則)

第1条 熊本県の土地改良事業等の施行に伴い支障となるガス導管・水道管等の既存管路施設（以下、「既存管路施設」という。）を移設する必要がある場合は、「熊本県の土地改良事業等の施行に伴う公共補償基準（平成14年3月13日付け農建第2016号通知）（以下、「基準」という。）及び公共補償基準要綱の運用申し合わせ（昭和42年12月12日用地対策連絡会決定）（以下、「運用申し合わせ」という。）によるほか、この要領により処理するものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「移設」とは、既存管路施設の従前の機能を中断することなく回復するため、既存管路施設の機能を勘案の上、技術的・経済的にも合理的と認められる移設先に既存管路施設と同等の施設を新設（仮設を含む。）することをいい、既存管路施設及び仮設の施設を撤去する場合は、当該撤去も含むものとする。
- (2) 「新設費」とは、基準第8条第1項に規定する「建設するために必要な費用（土地代及び建設雑費その他通常要する費用を除く。）」のことをいい、原則として「複成価格」とする。
- (3) 「複成価格」とは、新設費が既存管路施設と同等の施設として算定される場合で運用申し合わせ第7第1項に規定する「複成価格」のことをいう。なお、この場合の同等とは、機能及び延長が同等で、かつ、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 既存管路施設と規格・構造及び材料が同等の場合
 - イ 既存管路施設と規格・構造が同等で、かつ、既存の材料に代替する材料であって、既存の材料に比し施工の経済性を含めて合理的な場合
 - ウ 既存管路施設と同等の規格・構造及び材料が法令等により使用が禁止されている場合又は市場に存しない場合で、代替するもののうち施工の経済性を含めて合理的なものによる場合
- (4) 「補償費」とは、新設費から減耗分（全部又は一部を控除しない場合を含む。）を控除した額に設計委託費等を加えた額のことをいい、必要に応じ、仮設に要する費用並びに既存管路施設及び仮設の撤去・処分費並びに発生材価格を考慮した額とする。この場合において、管理者が移設に関する工事を請負に付す場合は、当該請負代金（落札価格）を適切に反映させた額とする。
- (5) 「減耗分」とは、基準第8条第1項に規定する「既存公共施設等の機能の廃止又は休止の時までの財産価値の減耗分」のことをいう。この場合において、管理者が移設に関する工事を請負に付す場合は、当該請負代金（落札価格）を適切に反映させた額とする。

(適用範囲)

第3条 土地改良事業等に伴い支障となる既存管路施設とは、次に掲げるものとする。ただし、熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和32年熊本県条例第32号）第8条に基づき使用の許可を受けた既存管路施設のうち、許可条件において補償に関する条件を付したものを除くものとする。

- (1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業に係るガス導管
- (2) 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業、又は水道用水供給事業に係る水道管
- (3) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業に係る工業用水道管
- (4) 下水道法（昭和33年法律第79号）に定める公共下水道、流域下水道、又は都市下水路に係る下水道管暗渠
- (5) 村落共同体その他の地縁的性格を有するものが設置し、又は管理する施設で上記施設に類するもの

(補償手続)

第4条 補償手続は、既存管路施設の適正かつ円滑な移設を期するために、次のとおり行うものとする。

- (1) 事業計画が定まり移設することが必要となった既存管路施設がある場合は、当該既存管路施設の管理者（以下、「管理者」という。）を調査して移設等の申入れを行い、既存管路施設が存する土地、位置（地中の場合は、埋設深度等を含む）、延長、規格・構造、材質等について管理者と現場立会いをして確認するものとする。
- (2) 現場立会い後、管理者から補償費算定に必要な設計図書、その他必要な資料の提出を求め若しくは自ら収集し、次の項目について調査及び協議するものとする。
 - ア 管理者の管理権限
 - イ 移設先及び移設工期の適否
 - ウ 移設工法（仮設の適否を含む。）の妥当性及び経済性
 - エ 規格、材質、構造、延長、埋設深度の適否
 - オ 設計基準、歩掛及び単位の適否
 - カ 減耗分控除の適否
 - キ 廃止する既存管路施設の取扱いの適否
 - ク 消費税等相当額の適否
 - ケ その他必要な事項
- (3) 調査及び協議の結果、移設先、移設工法等を適当と判断した場合、管理者と別紙覚書を締結し、既存管路施設の移設等に関する工事請負の契約手続及び移設等の工事に着手させ、第6条により新設費等の算定を依頼するものとする。
- (4) 管理者が、工事請負契約を締結した場合は、当該契約書の写しを徴し、第5条及び

第7条により補償費を算定し、別途契約書により既存管路施設の移設等に係る補償契約を締結するものとする。

- (5) 補償契約締結後、管理者から工事内容等について変更の申出がなされた場合は、管理者と協議を行い、その内容等について適当であると認められる場合は、変更補償契約を締結するものとする。

(補償費の構成)

第5条 補償費の算定式の構成は、次によるものとする。

$$\{ (\text{新設費} - \text{減耗分}) \times \text{落札率} \} + (\text{仮設に要する費用} \times \text{落札率}) + (\text{既存管路施設及び仮設の施設の撤去・処分費} \times \text{落札率}) - \text{発生材価格} + \text{設計委託費} + \text{消費税等相当額}$$

(新設費、撤去・処分費及び発生材価格の算定)

第6条 新設費、撤去・処分費及び発生材価格（撤去・処分費及び発生材価格は、既存管路施設を撤去する場合に限る。）は、管理者に算定を依頼し、当該算定資料の提出を受けるものとする。なお、算定の依頼は、管理者と十分に調整をした後、条件を明示して行うものとする。

2 算定の条件は、次の事項から当該案件に応じ具体的に条件を明示するものとする。

- (1) 移設先は、協議した移設先によるものとし、既存管路施設の撤去の適否についても同様とすること。
- (2) 既存管路施設の有している機能を回復するための最低限の施設を原則とすること。
- (3) 新設費算定の範囲とする起終点は、原則として、移設に伴い廃止する既存管路施設の起終点であること。
- (4) 移設等の管路施設は、既存管路施設と規格・構造及び材料が同等であること並びに延長が同等であることを原則とし、機能的に同等で経済的な場合は、他のものによることができること。
- (5) 既存管路施設と同等の規格・構造及び材料が法令等で禁止されている場合又は市場に存しない場合は、機能的に同等で現に存するもののうち経済的なものによることができること。
- (6) 移設後の管路施設の延長が、既存管路施設の延長と同等とならない場合は、移設先の条件による合理的な延長とすること。
- (7) 移設工事は、管理者自らが行うか請負に付するか明らかにすること。

(減耗分の算定)

第7条 減耗分は、次により算式するものとする。

$$\text{新設費 (複成価格)} \times \{ (1 - 0.1) \times \text{経過年数} / \text{標準耐用年数} \}$$

2 標準耐用年数は別表を標準とするものとし、それ以外のものについては、「地方公営

企業法施行規則」(昭和 27 年 9 月 29 日総理府令第 73 号)別表第 2 号によるものとするが、定めのないものについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)別表第 1 によるものとする。

3 減耗分の全部又は一部を控除しないことができる場合とは、次の場合とする。

- (1) 村落共同体等が管理する既存管路施設であって、当該団体が減耗分相当額の資金調達力を有しない等と認められる場合
- (2) 地方公共団体等が管理する既存管路施設であって、当該管路施設に係る決算が、概ね 3 ヶ年以上継続的に赤字状況にある等、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合

(補償費算定の留意事項)

第 8 条 補償費の算定にあたっては、下記の点に留意すること。

- (1) 「新設費」、「仮設に要する費用」、「既存管路施設及び仮設の施設の撤去・処分費」には、消費税等を含まないものとする。
- (2) 「設計委託費」については、管理者が既存管路施設の移設に関する設計業務を外部委託することが必要な場合に計上するものとする。なお、この場合、当該委託契約書の写しを徴するものとする。
- (3) 「消費税等相当額」については、「熊本県の土地改良事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて(平成 9 年 12 月 1 日農管第 1491 号)」に基づくものとし、その対象は、発生材価格を含まないものとする。

(その他)

第 9 条 この取扱いにより難い特別の理由がある場合は、事前に農地整備課と十分協議のうえ処理するものとする。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 12 月 5 日から施行する。

別表

用 途	種 別	標準耐用年数
上水道事業	鑄鉄管	55年
下水道事業	鋼管	40年
ガス事業	プラスチック管	35年
	石綿セメント管	40年
	鉄筋コンクリート管	55年
	陶管	55年

(別紙)

_____管移設等に関する覚書

熊本県が施行する _____ 事業ため支障となる _____ 施設について、既存管路施設管理者を甲とし、熊本県を乙とし下記のとおり覚書を締結する。

記

第1条 甲は、乙が行う _____ 工事により支障となる _____ 施設について、別に甲と乙が設計協議した設計書に基づき移設するものとする。

第2条 甲は、前条の設計書に基づき工事請負契約を締結した場合は、その旨乙に報告するものとし、併せて契約書の写しを提出するものとする。

第3条 乙は前条の報告があった場合は、甲と別途補償契約書を締結し、甲に移設に要した費用を補償するものとする。

第4条 この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 (住所)
(氏名)

印

乙 熊本県
代表者 熊本県知事

印